

# 第2章 安全衛生管理規程の必要性

## 産業廃棄物処理業における労働災害の動向



## Ⅱ-1. 安全衛生管理規程の目的

### ● 安全衛生規程作成支援ツール

従業員数、処理内容を選択するだけで、自動的に「産業廃棄物処理業におけるモデル安全衛生規程及び解説」に沿った安全衛生規程の作成を可能とするツール。

<https://www.zensanpairen.or.jp/kitei/form.html>



# 公益社団法人 全国産業資源循環連合会 (旧 全国産業廃棄物連合会)

- 安全衛生規程の作成: 産業廃棄物処理業における第2次労働災害防止計画の重点項目。
- 産業廃棄物業界は、他産業と比較して労働災害が多い業界です。当連合会では平成16年度から安全衛生委員会を設置し、各都道府県産業廃棄物協会と連携を取りながら組織的に安全衛生水準の向上に取り組んでいます。



# 管理規程の例

## 第1章 総則

### (目的)

第1条 ○○株式会社における安全衛生の管理活動を充実し、労働災害を未然に防止するために必要な基本的事項を明らかにし、従業員の安全と健康を確保するとともに快適な職場環境の形成を促進し、作業遂行を円滑化し、生産の向上を図ることを目的とする。



- 第2章 安全衛生管理体制
- 第3章 職務権限(権限、職責)
- 第4章 会議(安全衛生委員会)
- 第5章 安全衛生教育
- 第6章 日常安全衛生管理
- 第7章 災害が発生した場合の措置
- 第8章 表彰及び懲戒



## Ⅱ-2. 労働災害の定義

### ◎ 労働災害(労働安全衛生法)

労働者の就業に係る建設物、設備、原材料、ガス、蒸気、粉じん等により、又は作業行動その他業務に起因して、労働者が負傷し、疾病にかかり、又は死亡すること。

### ◎ 業務災害(労働者災害補償保険法)

業務上の事由による労働者の負傷、疾病、障害、死亡等。

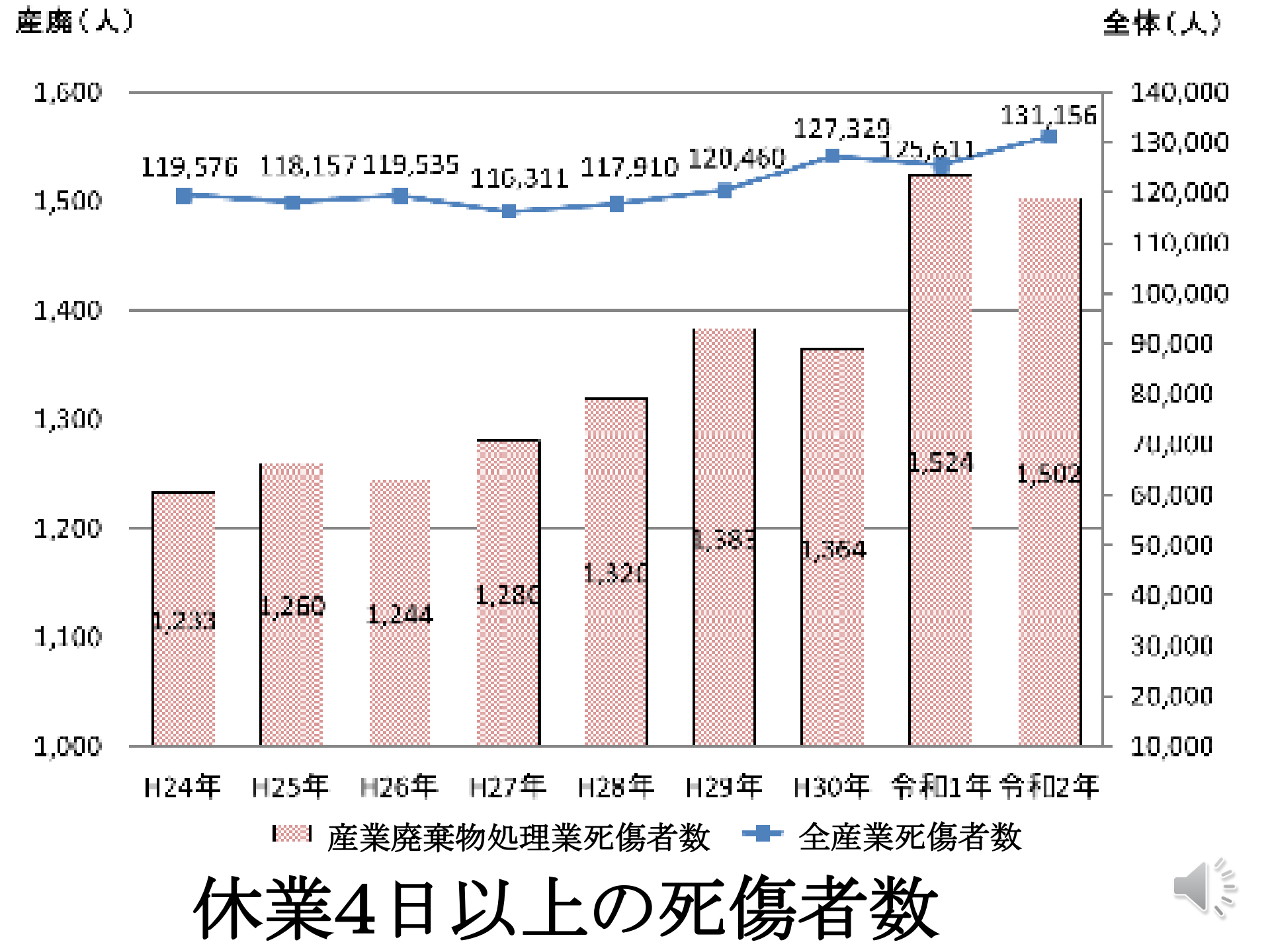


## Ⅱ-3. 労働災害発生状況

労働災害事例 職場のあんぜんサイト  
厚生労働省

“[http://anzeninfo.mhlw.go.jp/anzen\\_pg/SAI\\_LST.aspx](http://anzeninfo.mhlw.go.jp/anzen_pg/SAI_LST.aspx)”

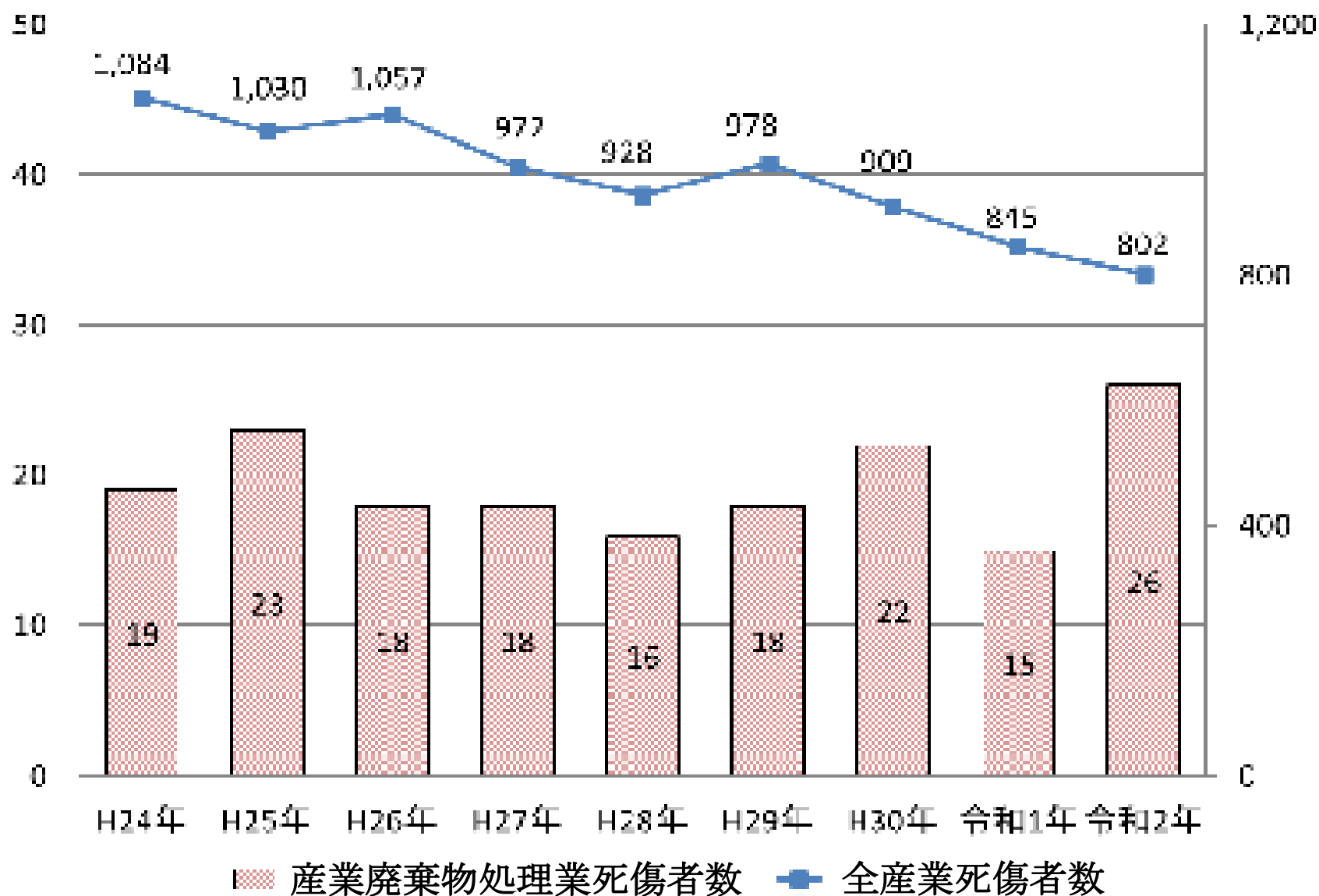






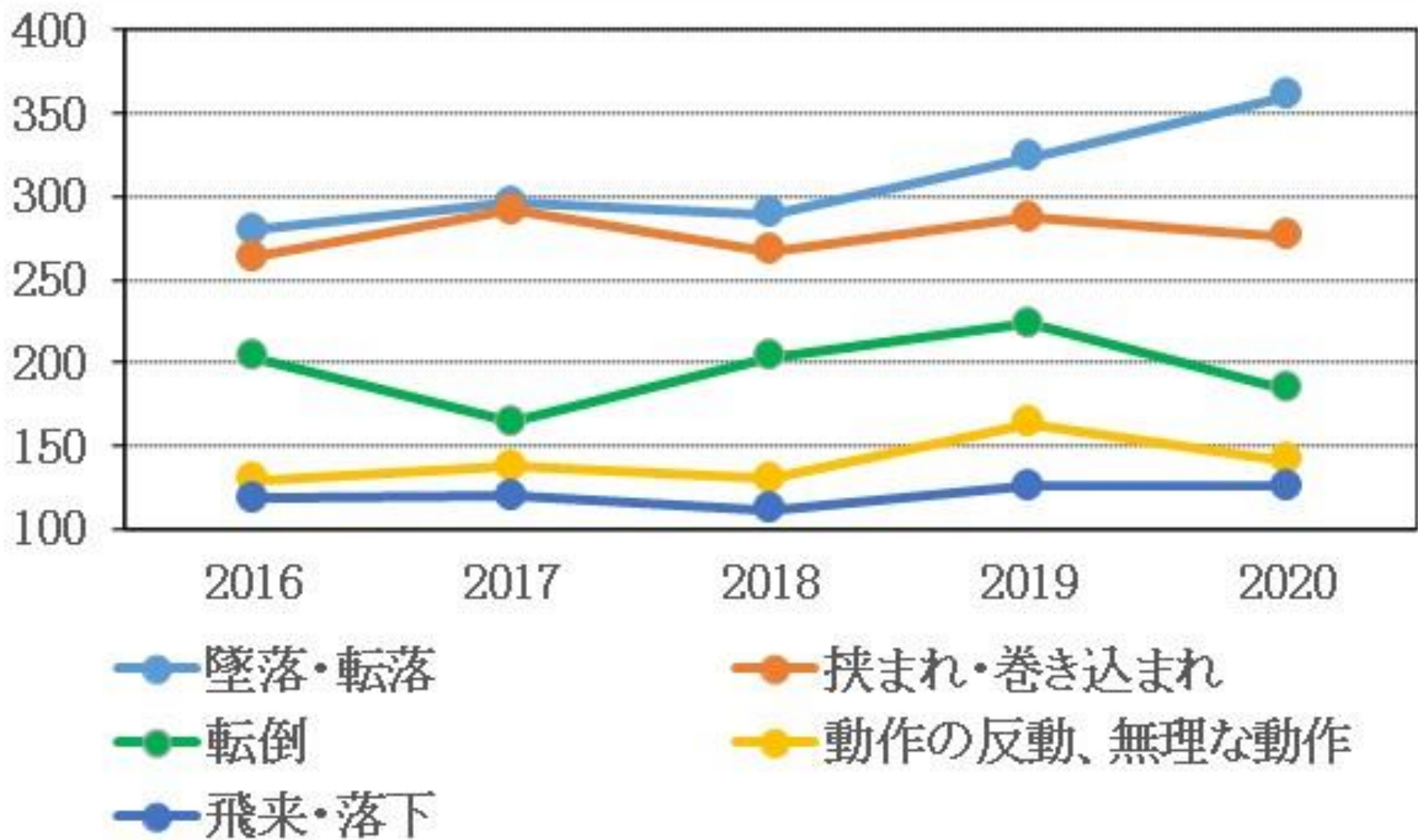
産廃(人)

全体(人)



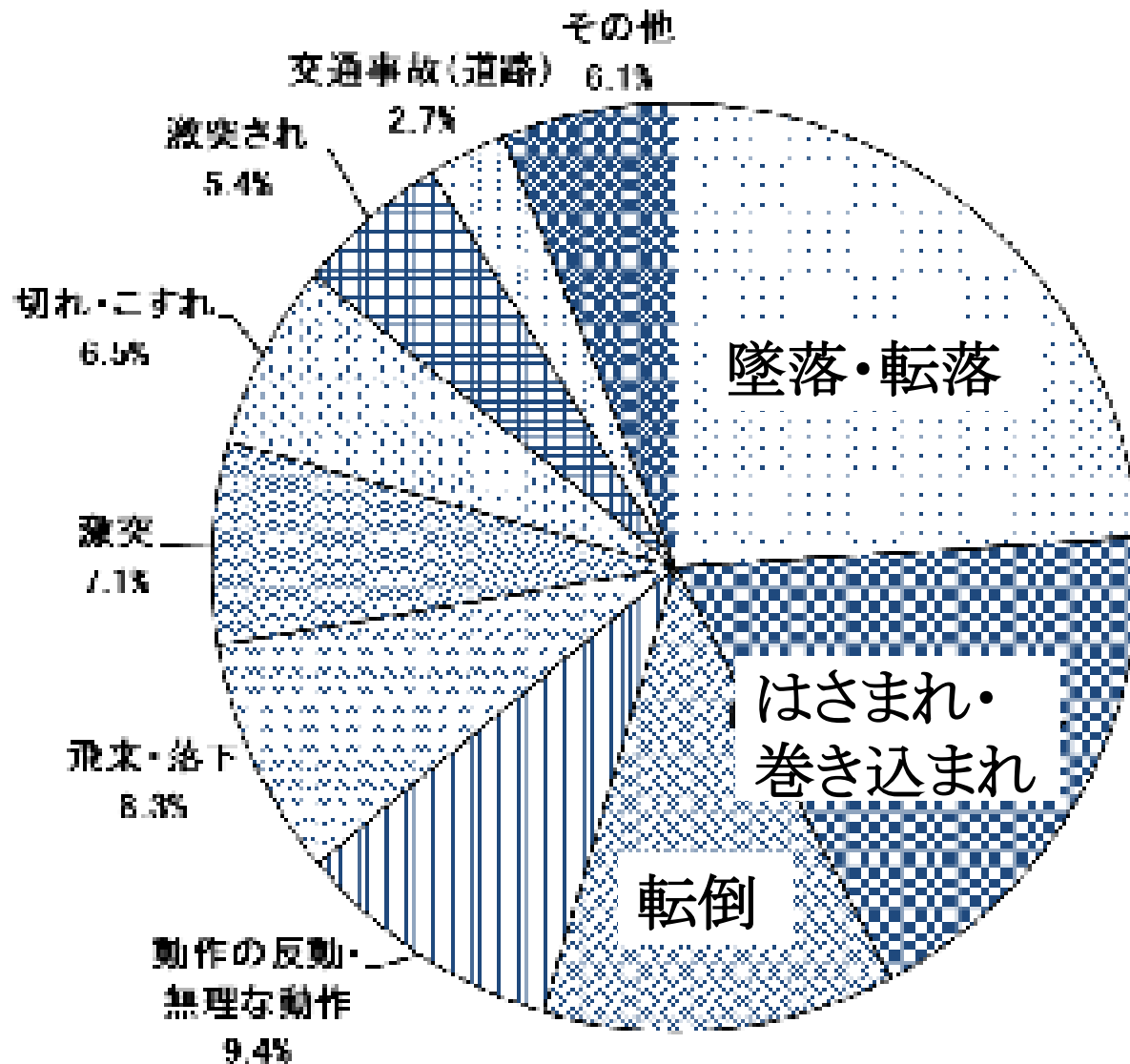
# 死亡者数





# 死傷災害発生状況の推移





# 死傷災害の事故の型別(2020年)



# 労働災害率

2020年	度数率	強度率
調査産業計(100人以上)	1.95	0.09
1,000人以上	0.69	0.03
500～999人	1.37	0.05
300～499人	1.83	0.09
100～299人	2.60	0.12
一般・産業廃棄物処理業		
100人以上	6.95	0.48
30～99人	7.77	0.53

\* 度数率:100万延労働時間当たりの労働災害による死傷者数で、労働災害の頻度を示したものです。

\* 強度率:1,000延労働時間当たりの労働損失日数で、災害の重さを示したものです。



# 度数率 6.95 の意味は？

\* 100万延労働時間：1日8時間労働で、土日休み、夏冬に1週間程度の休みが取れるとすると、約500年。

\* 500人の労働者がいる作業場では1年間で合計100万延労働時間。

\* 6.95の場合：1年間で71～72人当たり一人が労働災害で死傷する。



# 2020年 業種別事業場規模別労働災害及び死亡災害発生状況

業種		規模						計
		～ 9人	10人 ～ 29人	30人 ～ 49人	50人 ～ 99人	100人 ～ 299人	300人 ～	
産業廃 棄物	労災	286	520	330	235	127	4	1,502
	死亡	7	13	3	2	1	0	26
その他の 廃棄物	労災	101	287	208	286	182	7	1,071
	死亡	3	3	3	1	1	0	11
清掃・と 畜	労災	935	1,616	1,074	1,082	1,219	855	6,781
	死亡	14	17	7	5	4	1	48
合計	労災	24,466	33,689	19,733	19,563	21,063	12,642	131,156
	死亡	313	237	103	62	60	27	802



# 2020年 業種別事故型別労働災害及び死亡災害発生状況

業種		転倒	墜落・転落	巻き込まれ・はさまれ	動作の反動・無理な動作	切れ・こすれ	交通事故（道路）	飛来・落下	合計
産業廃棄物	労災	184	360	276	141	97	41	125	1,502
	死亡	1	5	10	0	0	3	1	26
その他の廃棄物	労災	186	144	177	239	53	38	46	1,071
	死亡	0	1	4	0	0	4	1	11
清掃・と畜	労災	2,158	1,290	663	904	276	159	264	6,781
	死亡	3	9	15	0	0	11	2	48
合計	労災	30,929	20,977	13,602	19,121	7,592	6,863	5,912	131,156
	死亡	28	191	126	0	6	164	42	802



# 2020年 業種別起因物別労働災害及び死亡災害発生状況

業種		仮設物、建築物等	動力運搬機	用具	乗物	等 人力機械工具	材料	合計
産業廃棄物	労災	224	458	88	29	33	162	1,502
	死亡	1	13	0	0	0	0	26
その他の廃棄物	労災	258	268	57	30	20	65	1,071
	死亡	0	8	0	0	0	0	11
清掃・と畜	労災	2,585	875	611	163	251	319	6,781
	死亡	2	25	1	1	0	0	48
合計	労災	34,443	12,288	11,170	7,771	8,316	5,835	131,156
	死亡	121	174	26	106	6	15	802





# 2020年 業種別年齢別労働災害及び死亡 災害発生状況

業種		年齢		20歳 ～ 29歳	30歳 ～ 39歳	40歳 ～ 49歳	50歳 ～ 59歳	60歳 ～	計
		～ 19歳							
産業廃 棄物	労災	8	125	249	393	379	348	1,502	
	死亡	0	2	6	6	3	9	26	
その他の 廃棄物	労災	11	108	165	261	306	220	1,071	
	死亡	0	0	1	1	3	6	11	
清掃・と 畜	労災	52	424	690	1,142	1,469	3,004	6,781	
	死亡	0	2	9	8	7	22	48	
合計	労災	2,527	16,410	18,082	27,089	32,120	34,928	131,156	
	死亡	10	65	93	130	186	318	802	



# 2020年 産業廃棄物処理業 死亡災害

発生時間	災害状況	事業場規模(人)	起因物(中分類)	事故の型
12～14	中間処理工場内の古紙リサイクル場にて古紙圧縮梱包機を用いて段ボール等の古紙を圧縮梱包作業中に、古紙圧縮梱包機のシリンダー点検扉を開けて中を確認したところ、制御棒が被災者の頭部に激突し、死亡したものの。	10～29	一般動力機械	はさまれ、巻き込まれ
6～8	工場(作業員2人のみで一つの事業場に該当しない分工場)内において、パッカー車から廃棄物(段ボール)を排出後、上げていたテールゲートを運転席で操作して下降中であった。被災者は離れた位置で同車とは関係のない作業をしていたが、下降が一時停止した間に同車に接近し、車体左側から、荷箱後端とテールゲートとの隙間に体を差し入れた時にテールゲートの下降が再開したためはさまれたもの。	30～49	動力運搬機	はさまれ、巻き込まれ
8～10	ゴミステーション内にある一般家庭ゴミを収集するため、塵芥車を傾斜がある道路上に止め同僚と収集作業を行っていたところ、塵芥車が後方に動き出し被災者が車両の下敷きとなったもの。	10～29	動力運搬機	交通事故(道路)
16～18	産業廃棄物から生じた液体を貯留するタンク(ガラス繊維強化プラスチック製、全高1.4メートル、直径1.5メートル、容量1.5立方メートル)の内部を清掃する作業において、内部に立ち入った作業員が突然意識を失ったもの。	10～29	環境等	有害物等との接触
10～12	事業場内で、脱着装置付きコンテナ車(大型トラック)にコンテナ(荷台)を架装するため、車体に装着されたアームのフックにコンテナを引っ掛けてトラックの車体に引き上げ架装していたところ、フックが外れてコンテナがずり落ち、後方を通りかかった被災者に激突した	10～29	動力運搬機	飛来、落下
10～12	産廃処理工場において、圧砕機を用いて鉄筋コンクリート片を破砕していたところ、はさみ状アタッチメントに鉄筋が引っ掛かった。被災者が開いた状態のはさみ状アタッチメントの下で、はさみの間をのぞき込むような状態で鉄筋を外していたところ、アタッチメントが作動し、胸部をはさまれて死亡したものの。	1～9	建設機械等	激突



発生時間	災害状況	事業場規模(人)	起因物(中分類)	事故の型
16～18	デッキバージと呼ばれる浮き桟橋(長さ74.9m、幅30.4m、高さ3.0m)に土砂を運搬する作業において、被災者が土砂置き場からデッキバージに土砂をダンプトラック(最大積載荷重8.9トン)に積んで運搬作業中、被災者が運転するダンプトラックが法面に前方から激突しており、運転席で意識のない状態で発見された。ダンプトラックが激突した法面は、下り坂(傾斜8度)を下った先のU字の曲がり角付近であった。	1～9	動力運搬機	激突
14～16	事業場敷地内の構内道路にて、草刈り作業を担当していた被災者が、作業場所へ向かうため、あおりのない貨物自動車の荷台の左側に座り、移動していたところ、下り坂の方へ右折した際に、体ごと外へ投げ出され転落した。被災者はコンクリートの地面に頭や顔を強く打ち、直ちに市民病院へ救急搬送されたが、死亡した。被災者は当時ヘルメット、上下作業着、長靴を着用。	30～49	動力運搬機	墜落、転落
14～16	被災者は、パレットに積み上げられた産業廃棄物である木製板を破砕するため、当該木製板をフォークリフトにより高さ3mほど上げ、破砕機の横に設置した高さ3.5mの足場の上から投入していたところ、当該破砕機の中に転落したもの。	1～9	仮設物、建築物、構築物等	墜落、転落
14～16	ホテルの敷地内において、プラスチック製コンテナ3個を車両積載型トラッククレーン(つり上げ荷重2.6t)で回収するため、労働者2名で同クレーン周辺にコンテナを移動させ、その後被災者一人で作業していたところ、夕方頃同クレーンの右後方付近で倒れている被災者を発見され、病院へ救急搬送されたが、搬送先の病院で死亡が確認されたものである。	10～29	動力運搬機	墜落、転落
8～10	被災者はコンペアーに設けられたスクリーンの交換作業に従事した際に気分が悪くなり、その場に座り込んだ。様子がおかしいと思った同僚が事務所に車で運んだ。その際は、会話もでき意識も清明であったが、その後、突如様態が悪化し、救急車により病院に搬送されたが、熱中症が原因と思われる心臓突然死の疑いで死亡した。	1～9	環境等	高温・低温の物との接触



発生時間	災害状況	事業場規模(人)	起因物(中分類)	事故の型
18～20	産業廃棄物処理業において、焼却炉3階ステージで炉内補修用の補修材をミキサーで練る作業を行っていた。同僚が水分補給のため休憩所に向かい戻ってきた時には、被災者は泡を吹いて倒れていた。同僚が作業場所を離れたのは3分程度。災害発生日は夏休み(1週間)明け初日で、終日焼却炉を稼働するための準備作業を行っており、焼却炉は稼働していなかった。被災者は、計測機器の更正、清掃作業等軽作業を中心に行っていた。	50～99	環境等	高温・低温の物との接触
12～14	ダンプカーの荷台を後方に傾けて土砂を搬出する際、アオリが開かず、当該土砂が荷台後方に偏ったため、ダンプカーが後ろ向きにひっくり返って約5メートル転落したところ、運転席部分が近くに停車していたドラグショベルに激突し、運転手が被災したものの。	30～49	動力運搬機	墜落、転落
16～18	産業廃棄物の中間処理場において、屋外で不燃物の分別作業に従事していたところ、夕方頃、倒れているところを上司に発見された。発見時に意識はなく、病院に搬送されたものの、意識不明の状態が続き、翌日熱中症により死亡したものの。	1～9	環境等	高温・低温の物との接触
8～10	被災者は、コンクリートガラのリサイクル設備(1次クラッシャー)のコンベヤーの下に巻き込まれた状態で発見されたものの。	100～299	動力運搬機	はさまれ、巻き込まれ
14～16	被災者は、パッカー車(ゴミ収集車)で収集した古紙類を、古紙問屋である作業所で廃棄作業を一人で行っていたところ、パッカー車後部の圧縮板に頸部が挟まれ死亡したものの。	50～99	動力運搬機	はさまれ、巻き込まれ
16～18	産業廃棄物プラントにおいて、エンジンがかかった状態で停止していたトラクターショベルに対し被災者がメンテナンス作業をするため重機左側前輪と後輪の間に入り作業を行っていたところ、別の運転手が被災者に気付かず前進させたため、左後輪に巻き込まれたものの。	1～9	建設機械等	はさまれ、巻き込まれ
14～16	4名でトラック2台に分乗して現場から移動中、トラックの荷台のほろが外れかけたため道路下り線の路肩に停車して、ほろの取り付け作業をしていたところ、大型トレーラーが追突したものの。	10～29	動力運搬機	交通事故(道路)

発生時間	災害状況	事業場規模(人)	起因物(中分類)	事故の型
14～16	4名でトラック2台に分乗して現場から移動中、トラックの荷台のほろが外れかけたため、道路下り線の路肩に停車して、ほろの取り付け作業をしていたところ、大型トレーラーが追突したもの。	10～29	動力運搬機	交通事故(道路)
14～16	ベルトコンベヤーから流れてくるコンクリートガラ中のプラスチックごみを取り除く作業を行っていた被災者が、ベルトコンベヤーのプーリー付近で頭部から出血して倒れているところを同僚に発見されたもの。災害時の目撃者はいないが、頭部、腕、肩等を骨折しており、回転中のプーリー又は回転中のベルトとホッパーとの隙間に巻き込まれたものと推定される。	10～29	動力運搬機	はさまれ、巻き込まれ
16～18	同僚が被災者の大きな声を聞き、向かったところ、廃プラスチック粉砕機のローラーの間に足先から骨盤までを挟まれている被災者を発見。救出後に病院に運ばれたが死亡した。一人で作業を行っており、現認者はいない。救出にあたった者の話では、間違えてリモコンのボタンを押してしまった旨被災者自身が話していたとのこと。	10～29	一般動力機械	はさまれ、巻き込まれ
12～14	ゴミ集積場所付近の路上に機械式ごみ収集車を停車させ、テールゲートの回転板を連続回転させながら、被災者が一人で一般ごみ(燃えるごみ)の回収作業を行っていたところ、テールゲートホッパー内に身体の一部が入り込み、回転板に全身を巻き込まれ死亡した。なお、機械式ごみ収集車には、非常停止装置が設けられていた。	10～29	動力運搬機	はさまれ、巻き込まれ
14～16	産業廃棄物の中間処理場にて、場内に運びこまれた廃棄物の分別作業を行っていた際、バックしてきた同僚労働者が運転する車両系建設機械(つかみ機)に轢かれたもの。災害後病院へ搬送されたが死亡が確認された。	10～29	建設機械等	はさまれ、巻き込まれ
14～16	擁壁を鉄板で補強するため、鉄板上部の溶接を行い、鉄板下部の溶接を行うため、コンクリート圧砕機で鉄板を押さえたところ、被災者が溶接を行うため、コンクリート圧砕機のアタッチメントと床面の間に体を入れた際、アタッチメントが下に滑り、被災者の頭部がアタッチメントと床面の間にはさまれた。	10～29	建設機械等	はさまれ、巻き込まれ



## 社会的な責任

企業のイメージ低下  
存在基盤の喪失

## 民事上の責任

損害賠償

# 労働災害

## 行政上の責任

作業停止・許可取消等の  
行政処分

## 刑事上の責任

労働安全衛生法違反  
業務上過失致死傷罪

産業廃棄物処理法に  
おける欠格事由に該当

# 労働災害で問われる企業の責任

